

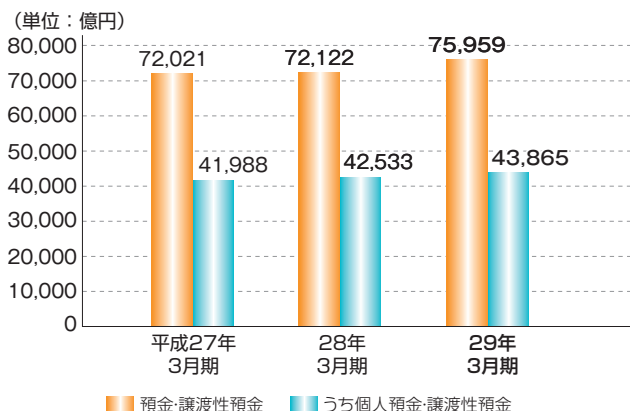
# 平成29年3月期 業績報告

## ◆平成29年3月期 業績ハイライト

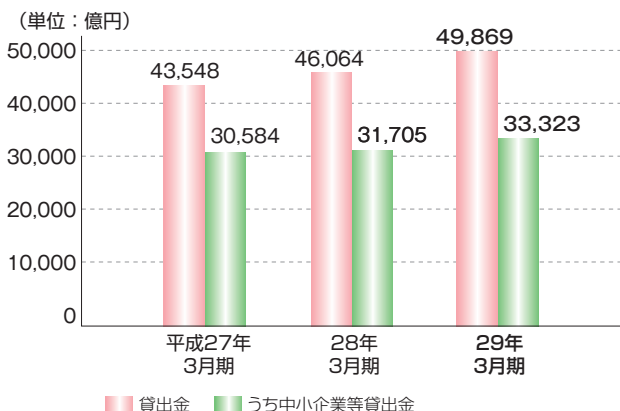
### 預金・貸出金の状況

預金・譲渡性預金は、個人・法人預金ともに堅調に増加し、7兆5,959億円となりました。  
また、貸出金は、個人・法人向けともに積極的に推進したことにより、4兆9,869億円となりました。

預金・譲渡性預金(期末残高)



貸出金(期末残高)

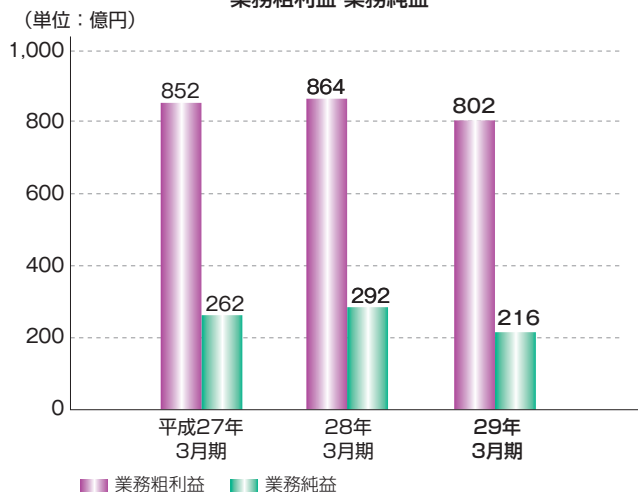


### 収益の状況

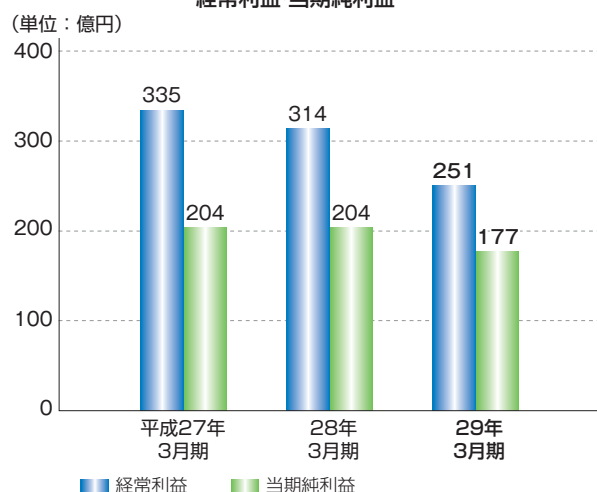
貸出金残高が大幅に増加した一方、貸出金や有価証券などの運用利回の低下により、業務粗利益は802億円、経常利益は251億円となりました。

当期純利益は177億円と第5次中期経営計画の最終目標である175億円を上回りました。

業務粗利益・業務純益



経常利益・当期純利益



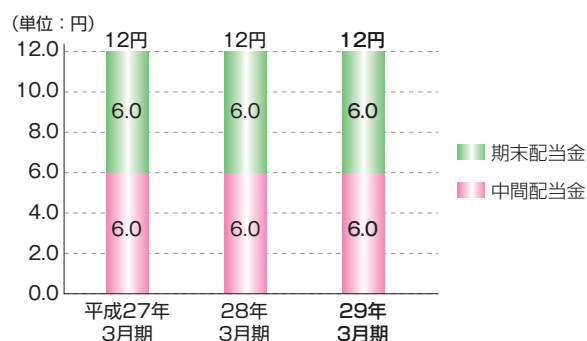
「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」  
「業務純益」＝「業務粗利益」－「一般貸倒引当金繰入額」－「経費」

## ◆1株あたり年間配当金

平成28年度(平成29年3月期)の配当金につきましては、安定配当の継続を基本とする方針に基づき、中間配当・期末配当ともに6円とし、通期では12円といたしました。

### 【配当方針】

安定配当を基本としつつ、当期純利益に対する配当性向25%を目安とする。



## ◆自己資本比率の状況

自己資本比率(国内基準)は単体ベースで12.07%、連結ベースで12.49%となりました。

いずれの自己資本比率におきましても、法令に定められている健全な水準である4%を大きく上回っております。

今後とも自己資本の充実に努め、健全性の向上をはかってまいります。

	単体	連結
国内基準(4%以上)	12.07%	12.49%

<ご参考>

	単体	連結
国際統一基準	19.26%	19.53%

### ◆自己資本比率規制とは

自己資本比率は、銀行の経営の健全性を示す最も重要な指標の一つで、次の計算式により算出しております。なお、当行は海外営業拠点を有していないため、自己資本比率は国内基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（コア資本）}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額}}$$

自己資本は、普通株式や内部留保等で構成されております。信用リスク・アセットは、「基礎的内部格付手法」を用いて算出しております。

「基礎的内部格付手法」とは、与信先または個々の債権に付与された内部格付および自行実績に基づくパラメータ(デフォルト率等)を用いて、信用リスク・アセットを算出する方法であります。

また、オペレーショナル・リスク相当額は、高度なリスク

管理が可能となる「粗利益配分手法」を用いて算出しております。

「粗利益配分手法」とは、粗利益を業務区分に配分したうえで、当該業務区分に応じて定められた掛目(12~18%)を乗じて得た額を合計して算出する方法であり、その直近3年間の平均値がオペレーショナル・リスク相当額となります。

## ◆格付け

自己資本比率とともに、安全性・健全性を示す指標に「格付け」があります。

「格付け」とは、企業が発行する債券等の元利金の支払いが約定どおり行われるかどうか公正な第三者である格付機関がその確実性の度合いを簡単な記号で表したものです。

当行は、格付投資情報センター(R&I)より発行体格付けについて「A+」、スタンダード&プアーズ(S&P)より長期カウンターパーティ格付けについて「A」と、それぞれ格付ランクの上位に位置する格付けを取得しております。

格付投資情報センター (R&I)	A+
スタンダード&プアーズ (S&P)	A

(平成29年7月1日現在)

# 平成29年3月期 業績報告

## ◆資産の自己査定と償却・引当

### 債務者区分

当行では、資産の健全性確保を経営上の最重要課題と認識し、6か月ごとの自己査定の実施により、資産の正確な実態把握と不良債権への対応に取り組んでいます。

このため、資産自己査定、償却・引当の規程等を完備し、現在想定されるすべての不良債権について適正な処理を行っています。

具体的には、与信先をその財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等に応じて「正常先」「要注意先」「要管理先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の6つに区分します。

この区分を債務者区分といいます。

### 自己査定と償却・引当および開示との関係(平成29年3月期)【単体】

(単位：億円)

自己査定による債務者区分 対象資産：(注1) 貸出金等と信関連債権	自己査定の分類区分 (注1) 対象資産：貸出金等と信関連債権				償却・引当	金融再生法に基づく開示債権 対象資産：貸出金等と信関連債権(注1)、銀行保証付私募債 (要管理債権は貸出金のみ)	リスク管理債権 対象資産：貸出金		
	非分類 (I分類)	II分類	III分類	IV分類					
正常先 44,929	44,929				正常債権 49,518	正常債権以外の保全状況			
要管理先以外 4,398	1,425	2,973		一般貸倒 引当金を 計上 98		担保等 による 保全額	引当額	カバー率	
要管理先 6	4	1			個別貸倒 引当金を 計上 101	4	0	92.6%	貸出条件緩和債権 4
うち 要管理債権									3か月以上延滞債権 -
破綻懸念先 679	396	210	71 (注3) (68)		危険債権 679	539	68	89.4%	延滞債権 715
実質破綻先 (注2) 54(30)	31	22	- (注3) (0)	- (注3) (23)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 69	36	33	100%	破綻先債権 33
破綻先 (注2) 15(6)	12	3	- (注3) (0)	- (注3) (8)					
合計 (注2) 50,082(50,050)	46,799	3,211	71 (注3) (69)	- (注3) (32)	合計 199	合計 50,272			合計 753

(注1) 貸出金等と信関連債権は貸出金のほか貸付有価証券、支払承諾見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金および未収利息等です。  
 (注2) 実質破綻先、破綻先および合計における( )内は部分直接償却を実施した場合の計数です(部分直接償却については12ページをご参照ください)。  
 (注3) 破綻懸念先、実質破綻先、破綻先および合計における( )内は分類額に対する引当額であり、引当満分は非分類(I分類)に計上しております。

**【債務者区分の定義】**

- 正常先：業況良好で財務内容にも特段の問題がないと認められる先
- 要注意先：今後の管理に注意を要する先
- 要管理先：要注意先のうち3か月以上の延滞または貸出条件の緩和を行っており今後の管理に注意を要する先
- 破綻懸念先：今後経営破綻に陥る可能性が高いと判断される先
- 実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている先
- 破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先

**債権の分類**

次に正常先以外の与信先の債権について、個々の債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じてI、II、III、IVの4段階に分類します。これを分類区分といいます。

具体的には、個々の債権の資金用途や担保・保証の状況により分類を行います。したがって、債務者区分が破綻先、実質破綻先の債務者であっても、I分類もしくはII分類となった債権は、担保・保証等によりカバーされており、損失が発生する可能性の低い債権です。

**【分類区分の定義】**

- I分類：回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない債権
- II分類：要注意先に対するI分類以外の債権、および破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の与信のうち不動産担保等一般担保・保証等でカバーされた債権
- III分類：破綻懸念先に対するI分類・II分類以外の債権、および実質破綻先、破綻先の与信のうち担保の評価額と処分可能見込額との差額部分（最終の回収または価値について重大な懸念があり損失の発生の可能性が高い債権）
- IV分類：実質破綻先、破綻先に対するI分類、II分類、III分類以外の債権（回収不可能または無価値と判定される債権）

**償却・引当**

償却・引当については、債務者区分と分類区分に応じて実施しています。例えば、「実質破綻先」「破綻先」のIII分類額、IV分類額については、全額を個別貸倒引当金に計上しています。また、「破綻懸念先」につきましては、III分類額に対し、今後3年間の予想損失額を個別貸倒引当金として計上しており、現在想定されるすべての不良債権について適正な処理を行っています。

平成29年3月期の償却・引当方針

債務者区分	償却・引当方針
正常先	債権額に対し、貸倒実績率により今後1年間の予想損失額を引当
要注意先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当
要管理先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当 また、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
破綻懸念先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（III分類額）に対し、貸倒実績率により、今後3年間の予想損失額を引当 また、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
実質破綻先・破綻先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（III・IV分類額）全額を償却・引当

当行の貸出債権を資本的劣後ローンに転換し、これを資本とみなして債務者区分を判定した場合で、当該ローンを資本とみなしても債務超過となるときは、当該ローンの回収可能見込額をゼロと算定し全額を引き当てております。また、資産超過となるときは、キャッシュ・フロー見積法により引き当てを行っております。

金融再生法に基づく資産査定の開示の定義

正常債権	お取引先の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される債権
要管理債権	自己査定の債務者区分が「要注意先」に対する債権のうち、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権
3か月以上延滞債権	元本または利息の支払いが3か月以上遅延している貸出債権
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権 当行では、自己査定の債務者区分が破綻懸念先である債務者の債権全額を「危険債権」として開示しています。また、このうち、担保・保証等により保全されていない部分（III分類額）に対して過去の貸倒実績率に基づき、今後3年間に発生が見込まれる予想損失額相当額を個別貸倒引当金として引き当てています。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、民事再生などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権 当行では、自己査定の債務者区分が破綻先、実質破綻先である債務者の債権全額を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」として開示しています。また、このうち、担保・保証等により保全されていない部分（III・IV分類額）については全額を引き当てています。
要管理債権と要管理先	
要管理債権	要注意先に対する債権のうち、3か月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている貸出債権
要管理先	要注意先のうち、その債権の一部または全部が要管理債権である債務者 したがって、要管理先の債権全額が要管理債権となるものではありません。

# 平成29年3月期 業績報告

## ◆金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権

### ■金融再生法に基づく資産査定の開示

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）では、自己査定した貸出金等の資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」に4区分して開示することが義務付けられております。

当行の平成29年3月期末における正常債権を除く開示債権総額は754億円となっております。この開示債権額に対する引当については、担保・保証等による保全額を除いた部分に対する平均引当率が58.6%、引当金に担保・保証等によって保全されている部分を加えたカバー率（保全率）が90.4%となっており、十分な水準の手当てがなされていると考えております。

### ◆金融再生法に基づく開示債権（単体）（単位：億円）

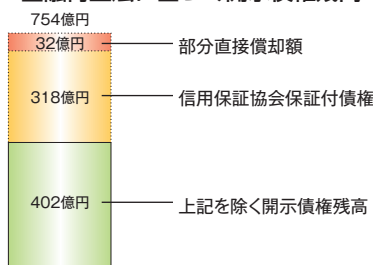
	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成29年3月31日 （※部分直接償却後）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	82	69	37
危険債権	781	679	679
要管理債権	5	4	4
小計	870	754	721
正常債権	45,561	49,518	49,518
合計	46,432	50,272	50,240
開示債権比率	1.87%	1.50%	1.43%

### ◇信用保証協会による保証を控除した場合の金融再生法に基づく開示債権（単体）（単位：億円）

	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成29年3月31日 （※部分直接償却後）
開示債権合計	512	435	402
開示債権比率	1.10%	0.86%	0.80%

(注) ①平成21年3月末より、中小企業金融の円滑化の一環として実施された「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」（金融庁）を反映した基準に基づき、要管理債権を算出しております。  
②対象債権は、貸出金のほか貸付有価証券、支払承諾見返、外国為替、銀行保証付私募債、貸出金に準ずる仮払金、および未収利息等です。要管理債権は貸出金のみとなります。

### 金融再生法に基づく開示債権残高



※部分直接償却とは、資産の自己査定で「破綻先」および「実質破綻先」に区分した債務者に対する債権のうち、担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額（Ⅳ分類額）を債権額から直接減額することです。当行は、部分直接償却が会計上のみの処理であることから、部分直接償却を実施しておらず、「破綻先」および「実質破綻先」のⅢ分類額、Ⅳ分類額の全額を個別貸倒引当金に計上しております。

リスク管理債権額（単体ベース）と金融再生法に基づく開示債権額との間にかい離が発生する理由は、リスク管理債権の開示対象が貸出金であるのに対し、金融再生法に基づく開示対象は、貸出金のほか貸付有価証券、支払承諾見返、外国為替、銀行保証付私募債、貸出金に準ずる仮払金、および未収利息等を含めて開示しているためです。

### ◆金融再生法に基づく開示債権の引当・保全状況（単体）（単位：億円）

平成29年3月31日	要管理債権	危険債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	合計
貸出金等の残高	4	679	69	754
担保等による保全額	4	539	36	580
信用額	0	139	33	173
貸倒引当金残高	0	68	33	102
引当率	24.4%	48.7%	100.0%	58.6%
カバー率（保全率）	92.6%	89.4%	100.0%	90.4%

### ■リスク管理債権の状況

銀行法施行規則に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」の総称で、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務付けられております。

当行の平成29年3月期末のリスク管理債権総額は、単体ベースで753億円、連結ベースで762億円となっております。ただし、これらのリスク管理債権は、担保の処分や保証などにより回収可能なものが含まれており、開示額がすべて損失につながるものではありません。

### ◆単体リスク管理債権残高（単位：億円）

	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成29年3月31日 （※部分直接償却後）
破綻先債権	47	33	24
延滞債権	816	715	691
3か月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	5	4	4
リスク管理債権合計	869	753	720
貸出金に占める比率	1.88%	1.51%	1.44%

(97ページとあわせてご参照ください。)

### ◆連結リスク管理債権残高（単位：億円）

	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成29年3月31日 （※部分直接償却後）
破綻先債権	48	34	24
延滞債権	826	722	693
3か月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	5	4	4
リスク管理債権合計	881	762	723
貸出金に占める比率	1.91%	1.53%	1.45%